
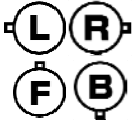


6. 設計時に配慮・留意すべき表示に関する規格・ガイドライン

製品の販売、使用からリサイクル処理・処分までの各段階において、製品に関する様々な情報を提供するために、設計者が配慮・留意すべき環境関連の表示に関する規格・ガイドラインとして以下のものがある。

6-1. 手解体・分別容易化のための表示

ガイドライン・規格	「家電製品のプラスチック等部品の表示およびリサイクルマークのガイドライン -第3版-」 (家電製品協会)		
発行時期	2013年3月		
概要	電気・電子機器のプラスチック等部品のリサイクルプラントでの手解体・分別作業を容易にすることを目的とし、その表示およびマークについてまとめたもの。		
表示(マーク)の例	《手解体の効率アップを目的とした表示例》		
		取外しネジ位置 取外しネジの近傍に表示	
		プラスチック部品の中に金属がインサートされている 「材質表示」の近傍に表示	
		穴あけ位置 穴あけ推奨位置に表示	
		コンプレッサーの冷媒封入パイプの向き 冷蔵庫背面の機械室カバーまたは冷蔵庫背面に表示	
	《分別作業の効率アップを目的とした表示(材質・材料表示)例》		
	プラスチック部品		
	>ABS<	単一素材の表示例	<ul style="list-style-type: none"> ・質量 100 g 以上のプラスチック部品の可能な限り手解体・分別時に見やすい位置に表示 ・25 g 以上で 100 g 未満のプラスチック部品への表示も推奨
	>PS+ABS<	ポリマーブレンドまたはアロイの表示例	
	>PS-FR (17)<	難燃剤含有の表示例	
金属部品			
-SS-	鉄素材の例	<ul style="list-style-type: none"> ・質量 100g 以上で、かつ塗装等により判別が困難になる場合の表示を推奨 ・表示位置はプラスチックと同様 	
-SUS304-	ステンレス素材の例		
表示場所	上記参照		
参照先	家電製品協会 (環境配慮設計) http://www.aeha.or.jp/project/environment/guideline.html		

6-2. 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示

規格・ガイドライン	①JIS C 0950:2008「電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法」 ②電気・電子部品の特定の化学物質に関するグリーンマーク表示ガイドライン (電子情報技術産業協会・日本電機工業会・日本冷凍空調工業会)
発行時期	共に 2008 年 1 月
概要	①特定の化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE の 6 物質群)を指定の対象製品(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、電子レンジ、衣類乾燥機、パソコンの 7 品目)に含有率基準値を超えて使用する場合の含有マーク表示規定(JIS)である。 ②含有マークを表示しなくても良い場合、任意で表示できるグリーンマークに関する業界団体のガイドラインである。
表示(マーク)の例	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>①含有マーク (JIS C 0950:2008)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>②グリーンマーク (グリーンマーク表示ガイドライン)</p> </div> </div>
表示場所	①特定の化学物質を指定の対象製品が含有する場合、機器本体・機器の包装箱・カタログ類に表示する。また、使用物質と含有部品などの情報を自社ウェブサイトにて情報提供する。 ②グリーンマークは、JIS C 0950 に基づいて含有マークを表示しなくても良い場合、機器本体・機器の包装箱・カタログ類の全てもしくは一部に任意で表示できる。
参照先	①日本工業標準調査会 (JIS 閲覧専用) http://www.jisc.go.jp ②J-Moss ご案内(JEITA) http://home.jeita.or.jp/eps/epsJmoss.html

6-3. 実装基板への特定の化学物質の含有・非含有表示

規格・ガイドライン	「電気・電子機器用材料、電子部品および実装済み基板に対する特定の化学物質の含有および非含有の表示」(電子情報技術産業協会[JEITA 規格 ET-7001]) ※本規格は 2014 年 4 月に廃止。
発行時期	2005 年 7 月
概要	特定の化学物質に関する情報源として用い、使用削減につなげることを目的とし、電気・電子機器用の「材料」「電子部品」「実装基板」を対象にした「特定の化学物質の含有および非含有の表示方法」についての規格。
表示(マーク)の例	<div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">Pb</div> または [[Pb]] 特定の化学物質を含有の例 </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">G</div> または [[G]] 特定の化学物質を非含有の例 </div> <div style="margin-left: 20px;">A30C5/Z80B30/C7 はんだ組成の表示の例</div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">G</div> または [[G]] はんだ材料表示および特定の化学物質を非含有 </div> <div style="margin-left: 20px;">A30C5 A30C5</div> </div>
表示場所	基板面積 10cm ² 以上の実装基板に表示。 はんだ接続の実装基板は、代表するメイン基板だけに表示。コネクタ接続の実装基板は、個々の基板に表示。
参照先	—

6-4. 家電製品の容器包装識別表示

規格・ガイドライン	「容器包装識別表示等に関する家電業界のガイドライン ー第3版ー」 (家電製品協会)
発行時期	2013年3月
概要	容器包装の識別表示に関して、家電業界として表示を統一することを目的としたガイドライン。法定事項と任意事項の明確化や、識別マークの推奨サイズなどを記載するとともに、具体的な表示事例を付属している。
表示(マーク)の例	 緩衝材：>PS< 袋、シート：>PE< バンド：>PP<  台紙 仕切り
表示場所	容器包装を構成する各部品に表示（個別表示）することを原則とする。ただし、困難な場合は、表示可能な容器包装にまとめて表示（一括表示）してもよい。
参照先	家電製品協会（環境配慮設計） http://www.aeha.or.jp/project/environment/pdf/packaging.pdf